

高知県公報

発 行 高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日 毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	2

公布された条例のあらまし

◆職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

- 1 条例改正の目的
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成29年法律第79号）の施行による国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）等の一部改正を考慮し、退職手当に係る調整率を引き下げる等必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成30年2月1日から施行することとした。

 条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第50号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第26項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第1条中職員の退職手当に関する条例第7条第5項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。